

議事要旨(6)実務対応報告公開草案第25号(実務対応報告第2号の改正案)「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」のコメントについて

西川副委員長及び波多野研究員より、退職給付専門委員会で検討されている複数事業主制度に係る2つの論点の1つにあたる実務対応報告公開草案第25号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」のコメントについて説明がなされ、審議が行われた。

実務対応報告公開草案のコメントは、合計6件寄せられている。主なコメントに関する事務局からの説明は次のとおり。

Q9(複数事業主の例外処理から原則法を採用する企業年金制度へ移行する場合の会計処理)について、遅延認識の選択適用を求めるコメントがあったが、事務局からは、同一の経済事象について会計処理の選択適用を認めることは適当でないとする対応案が説明された。

Q10(複数事業主制度の例外処理を採用していた場合の解散または脱退の場合の会計処理)について、具体的な損益項目の明記を求めるコメントがあり、事務局からは、原則として特別損益として処理する旨を明記する対応案が説明された。

Q11(原則法から複数事業主制度の例外処理を採用する企業年金制度への移行する場合の会計処理)について、その内容を再検討もしくは改正から除外することが望ましい等のコメントがあり、事務局からは、別途行っている複数事業主制度の会計処理・開示に関する論点の検討状況を踏まえて慎重に検討する旨の対応案が説明された。また、移行前の制度から実質的に引継がれたと考えられる部分の引当金を引継ぐ処理を原則とすべきであるとするコメントについて、専門委員会においても、「退職給付制度の終了」として引当金を一時に取り崩す場合の処理を前面に出すのではなく、移行前の制度から実質的に引継がれたと考えられる部分の引当金を引継ぐ処理を前面に出すほうが良いとする意見が多かったため、修正する方向で検討している旨が説明された。

その他、Q9からQ11以外の項目に対するコメントもあったが、本公開草案は複数事業主制度に係る制度間移行等の会計処理を取り扱う目的で検討されてきたことから、これらのコメントに関する事項については見直しを行わない旨の説明がなされた。

事務局からの説明に関して、出席した委員等から特段の発言はなかった。

以 上